

令和3年6月9日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「まん延防止等重点措置期間」の延長に係る事業者支援について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知につきましてご配慮くださいますようお願いいたします。

(中小企業支援課長通知の概要)

5月12日から5月31日の要請期間中の「協力金第10弾」は、国が定めた下限額3万円に県が臨時交付金(事業者支援分)の一部を活用して特例的に4万円を維持したが、6月1日から6月20日の要請期間中の「協力金第11弾」については、下限額を3万円とする。